

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「（仮称）肝付風力発電
事業 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和 5 年 8 月 2 1 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第 4 6 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、「（仮称）肝付風力
発電事業 環境影響評価準備書」について、ジャパン・リニューアブル・エナジー
株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第 4 項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見を勘案する
よう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 鹿児島県肝属郡肝付町
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 最大 4 3, 0 0 0 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 2 年 6 月 2 2 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 2 年 8 月 2 8 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 2 年 9 月 1 7 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 3 年 1 月 2 8 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 3 年 4 月 1 5 日
鹿 児 島 県 知 意 見 受 理	令和 3 年 7 月 1 4 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 3 年 8 月 2 日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和 4 年 1 2 月 1 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 5 年 2 月 2 0 日
鹿 児 島 県 知 事 意 見 受 理	令和 5 年 6 月 2 0 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 5 年 7 月 7 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 5 年 8 月 2 1 日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤
電 話：0 3－3 5 0 1－1 7 4 2（直通）

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の設置予定位置と最寄りの住居との距離は約 700m と近接している。本事業の実施により、工事用資材等の搬出入で最大 9 dB、建設機械の稼働で最大 10dB、風力発電機の稼働に伴う騒音が最大で 10dB と、それぞれ現況よりも騒音レベルが増加する予測結果となっている。

このため、騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価に基づき、騒音による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な説明を実施すること。

(2) 水環境及び水生動物に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、大部分が森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林又は保健保安林に指定され、対象事業実施区域の周囲には集落水道水源が存在しており、また、対象事業実施区域の周囲の沢筋等において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているオオスミサンショ

ウウオ等の重要な両生類も確認されていることから、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水環境及び水生動物に対する影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水環境及び水生動物に対する影響を回避又は極力低減すること。

また、工事中において、河川、沢筋等に土砂及び濁水が流出していないか等を確認するため、環境監視を実施すること。環境監視の結果、土砂及び濁水の流出等が確認された場合には、必要な措置を速やかに講じること。

イ 近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、雨水排水対策（沈砂池など）について十分に対応可能な性能とすることを評価書に記載すること。

また、沈砂池周辺の定期的及び強雨時の環境監視を適切に行うこと。

（３）鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカのペアの生息が確認されているほか、対象事業実施区域の周辺は、大隅半島におけるサシバ等の鳥類の主要な渡り経路になっている。また、クマタカについては、営巣が確認されていないことから、引き続き調査を実施するとともに、調査結果に応じて、営巣地の確認、ペアの生息状況の把握及びその結果を踏まえた行動圏解析を行う必要がある。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 営巣地が確認されていないクマタカのペアについて、営巣地確認調査を再度実施し、営巣や繁殖が確認又は推測された場合には、その結果や専門家等からの助言を踏まえ、行動圏を設定した後に、高利用域及び高利用域内の好適採食地等の行動圏の内部構造等、解析を再度実施すること。

また、調査の結果、希少猛禽類の繁殖等について重大な影響が予測される場合には、事業計画の見直し又は影響が最小限となるよう適切な環境保全措置を講ずること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の環境影響の予測には大きな不確実性が伴うことから、風力発電機の稼働後に渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施すること。また、稼働後の希少猛禽類のバードストライクの有無に係る事後調査については、必要に応じて適切に実施すること。さらに、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、

確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

エ 重要な鳥類に対する環境影響を回避・低減する観点から、当該地域における必要性を踏まえ、評価書作成時まで、希少猛禽類を対象に、さらに1営巣期の追加調査を実施すること。

追加調査結果を踏まえ、鳥類の生息、繁殖、渡り行動等について重大な影響が予測される場合には、事業計画の見直しを行うこと。それ以外の場合にあっては、鳥類の生息等への影響が最小限となるよう、鳥類への影響が予測される期間の稼働調整等を含めて検討し、適切な環境保全措置を講ずること。

(4) 植物に対する影響

対象事業実施区域のうち、改変区域内で「環境省レッドリスト2020」における絶滅危惧Ⅱ類のキンチャクアオイ、キシマシヤクジョウなど、多くの重要な種が確認されている。

このため、本事業の実施に伴う重要な植物への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 改変区域等の詳細計画を再検討するに当たっては、専門家等の助言を踏まえ、重要な植物に対する影響を回避又は極力低減することを評価書に記載すること。特に、キンチャクアオイについては、現地調査結果や専門家等の助言を踏まえ、当該植物の生育地及び影響が想定される範囲の改変を極力回避すること。

イ やむを得ず改変を行う場合、代償措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。代償措置として移植を行う場合は、効果の不確実性が極めて高いことから、移植の事例、定着率、移植方法、移植先の選定、移植後の維持管理等について専門家等の意見を踏まえ、種に応じた適切な期間をもって定着状況の確認等の事後調査の実施を検討し、その結果を評価書に記載すること。

ウ 対象事業実施区域のうち、改変区域外においても、多くの重要な植物が確認されており、風力発電設備等の配置等や工事用道路の敷設に伴う影響により生育環境への影響が想定されることから、事後調査の実施を検討し、その結果を評価書に記載すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。